

3 男女共同参画を推進するための啓発・しくみづくり

(1) 男女共同参画を推進するためのしくみづくり

女性の政策・方針決定過程への参画

女性も男性もそれぞれの個性と能力を發揮し、責任を分かち合える男女共同参画社会を実現するためには、公的分野、私的分野にかかわらず、社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程に、男女が対等な立場で参画し、責任も分かち合うことが必要であり、参画できるしくみづくりを推進することが重要である。しかし、女性の社会参加は進んできたが、政治の分野をはじめ官公庁、企業などで、方針決定の場にかかわる女性はまだまだ少ない状況にある。

区政においても、審議会等に女性委員を積極的に登用し意見を反映させ、職員については、職員自らが男女共同参画についての意識を高めることが重要であり、職員に対する意識啓発に取り組まなければならない。また、家庭内においても、男性優位に行われている事柄があったり、家事分担などの役割が男女で偏るなど、固定的な男性像、女性像が日々の中で伝えられることがあると、子どもたちは、知らず知らずのうちに性別による固定的な役割分担意識をもつことになり、将来の家庭像や職業観に大きな影響をもたらすことになる。家庭・地域・学校などあらゆる場において男女平等教育や学習を進めていくことは、男女共同参画社会の土台をつくるための重要な取り組みである。

中でも、家庭や地域における男女共同参画の意識啓発は、まだまだ十分とはいえず、条例に基づくアンケートの実施や情報の提供、講座等を通じた学習機会の提供をする必要がある。

< 施策の方向 >

ア 区政への男女共同参画の推進

区民が安心して豊かに暮らせる地域社会を築いていくためには、区と区民が協働で地域の課題を解決していくことが大切であり、区の施策を遂行するにあたっては、男女共同参画の視点から男女双方の意見や考え方が反映できるしくみづくりを進める必要がある。

区の審議会等における女性委員の比率は年々あがっており、「新宿区男女平等推進計画」で定めた一方の性が40%を割らないことという目標には近づいているが、審議会によっては、職務指定やもともと女性が少ない分野であるなどの理由により、まだ女性委員が少ない又はいない審議会がある。今後、可能な限り公募方式を採り入れ、職務指定の運用についても柔軟にするなど、構成メンバーや推薦方法を見直すことが求められる。

また、施策を策定し実施していく区においても、政策・方針決定過程

への女性職員の参画の推進や、男女のバランスのとれた職員配置をする必要があり、職員の能力開発や職域の拡大とともに、男女とも家族としての責任が果たせるような環境づくりが望まれる。

【具体的な提案】

- ・審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指す。
- ・職員への対応として、性別にこだわらず、能力や適性を最大限発揮することができる職員配置や職務分担を進める。
- ・女性職員を積極的に管理監督者に登用するため、昇任試験の受験奨励に取り組む。
- ・職員に対する男女共同参画の意識啓発を行い、政策・方針決定過程への参画を推進する
- ・職員が仕事と子育てや介護などとを両立できるように、育児休業、介護休業などを取得できる職場づくりを推進する。

< 施策の方向 >

イ 人材育成の推進

区政における男女共同参画の促進のためには、女性自身が男女共同参画に対する意識改革を行い、男女共同参画の大切さを自覚し、意欲を持って取り組めるようにしなければならない。そのためには、リーダー養成が必要であり、各種講座を充実させ、力をつけた女性が活動できるしくみづくりを推進することが必要である。

【具体的な提案】

- ・区立男女共同参画推進センターなどで開催している人材育成のための講座を充実させ、参加した人たちの力を活用する。
- ・男女共同参画を推進する活動団体に対する支援や、人材育成のしくみづくりを行う。

地域における男女共同参画の促進

地域社会では、地球環境やゴミ・リサイクル、子どもたちのいじめの問題、次世代育成支援など生活に密着した課題が多くあり、これらの課題を解決するために、区と区民が協働して取り組むことが求められている。同時に、男女が生活者の視点に立って地域社会に参画し、創意工夫し自主的にかかわっていくことが大切である。

町会や自治会などの地域活動やボランティア活動では、多くの女性が

担い手として活躍している。しかし、町会を例にあげると、新宿区の全町会長 199 人のうち、女性の町会長は 8 人であり、地区育成委員会でも、会長は、10 地区のうち女性は 2 人である。女性は地域の重要な担い手になっているが、会長は依然として男性が多数を占めている。

社会制度や慣行を見直し、地域での男女共同参画社会を実現するためには、こうした不均衡を是正し、男性の地域参加を促進するとともに、女性リーダーの育成を行なうなど、性別ではなくあらゆる人の能力や適性が重視され、地域社会をともに担うためのしくみづくりが求められる。

< 施策の方向 >

ア 地域・団体活動への男女共同参画の促進

区内には、町会・自治会や地区育成委員会をはじめとしたさまざまな団体が、それぞれの団体としての活動や団体同士が連携した活動を行っている。しかし、女性が活動の重要な担い手であるにもかかわらず、団体のリーダーは圧倒的に男性が多く、社会慣行や性別による固定的な役割分担意識が根強く残されている。そのため、性別ではなく能力や適性でリーダーが選出されるよう働きかける必要がある。

また、今まであまり地域活動に参加していなかった人たちや若い世代、会社で働いている人たちなど、だれでも参加できるよう活動内容や運営方法を工夫することが必要である。特に、男性の参画を促進するためには、これまで企業の中で培ってきた能力を地域社会の活性化や変革につなげていける活動の場をつくる試みも大切である。

【具体的な提案】

- ・女性がリーダーとして活躍している地域団体の紹介を積極的に行なう。
- ・仕事中心の生活を送っている男性など働いている人々や、若い世代などが参加できるように、活動方法や時間帯などを工夫することを地域団体に働きかける。

< 施策の方向 >

イ 国際化への対応

区内には外国人が多く住んでおり、お互いに習慣や文化を理解しあうことが不可欠である。新宿区男女共同参画推進条例の基本理念でも「男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われなければならない」と規定しており、外国人の多い新宿区にあっては、お互いに理解しあい、支援や交流を深めながら男女共同参画を推進していくことが重要である。外国人との共生は、男女共同参画と

根底は同じであり、地域の中、あるいは家庭の中でどう共生していくかを考え、相手を認めて共に生きていくことがなにより大切である。

また、困ったことがあった時に外国人が区の施策を知ることが、地域に溶け込む第一歩にもなることから、適正な情報提供を行なうことが求められる。外国籍の女性の中には、不法滞在の人や自らの意思に反して、性風俗産業に従事している人もおり、こうした人権を侵害されている女性への支援や相談機関の周知や相談機能の充実が求められている。

【具体的な提案】

- ・相手の国の習慣や文化を理解しあうために、お互いの国の文化を紹介したり、地域での交流を支援する。
- ・外国人に対して男女共同参画の基本理念や「外国人に対してこのような施策をしている」ということを積極的に情報提供する。
- ・「外国人相談窓口の運営」「外国人への情報提供」「在住外国人との文化交流」は大事な事業なので、これに沿った中身の施策を展開していく。

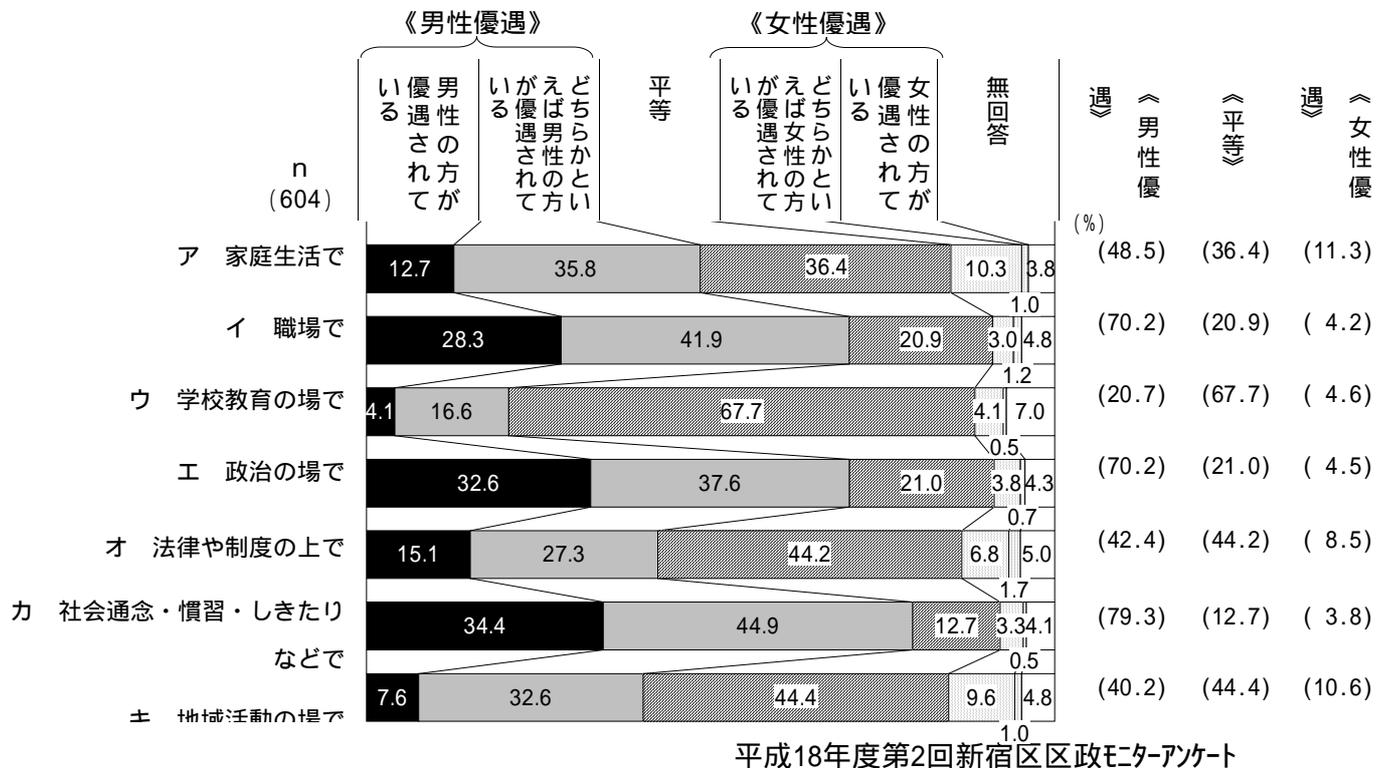
(2) 男女共同参画を推進するための意識づくり

男女共同参画に向けた意識の形成

男女共同参画を目指した法律や制度は整備されてきているが、いまだに多くの領域で、男女差別や「男は仕事、女は家庭」という言葉に象徴されるような性別による固定的な役割分担が存在している。すべての男女が、人として平等であり個人として尊重される男女共同参画社会を実現させるためには、性別による固定的な役割分担に対する意識を変えていかなければならない。

平成18年度第2回新宿区区政モニターアンケートでも、家庭や職場、学校教育、政治の場などさまざまな分野で、男女は平等であると感じている人が35.3%に対し、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と、男性が優遇されていると回答した人は53.1%、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」と、女性が優遇されていると回答した人が6.8%であった。

また、人びとの生き方は多様になり、抱えている問題が複雑で多岐にわたるものとなっているため、東京都や区などの相談機関の連携を強化し、迅速で適切な対応をすることも強く求められている。同時に相談窓口の区民への周知の徹底や、配偶者暴力防止法、雇用機会均等法の改正など国や都の情報提供も積極的に図る必要がある。



< 施策の方向 >

ア 男女共同参画を推進するための普及・啓発及び調査・研究の充実

男女共同参画の情報を迅速に区民に発信し、意識を浸透させるためには、区としても、国内外の男女共同参画の動きや取組みについてのさまざまな情報を収集し、現状を把握することが大切であり、他自治体との情報の共有化や実態についての調査・研究を行なうことも必要である。

【具体的な提案】

- ・ 区報や啓発誌、ホームページで、男女共同参画に関する国内外の情報やさまざまな施策、取組みを紹介し、人権の尊重や性別による固定的な役割分担意識の是正を目指す。
- ・ 男女共同参画に関する講演会等について、区民との協働による企画・運営を行うなど充実を図る。
- ・ 男女共同参画についての区民意識調査を定期的実施する。

< 施策の方向 >

イ 女性問題に関する相談事業の充実

人びとの生き方が多様化し、家庭や仕事などそれぞれの抱えている悩みも多岐にわたっている。区にはさまざまな相談窓口があり、悩みを抱えた女性や男性からの相談に応じているが、今後は、東京都や国などの関係機関との連携を強化し、迅速で適切な対応がますます重要になってくる。

配偶者暴力や生活不安、経済的支援が必要な人には、自立支援を含めた相談体制の強化が求められる。また、相談業務にあたる職員への研修の充実や情報交換をスムーズに行なうための体制の整備、相談窓口や相談機関についての周知を徹底する必要がある。

【具体的な提案】

- ・ 相談事業の周知徹底と充実を図る
- ・ 相談機関相互の連携とネットワーク化を推進するための体制の整備に取り組む。

家庭・地域・学校における男女共同参画に関する学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、家庭・地域・学校などあらゆる場において男女共同参画に関する認識を高めるため、教育や学習を推進することがなによりも重要である。また、これを推進するためには、男女平等意識を基盤とした男女平等教育を推進し、継続的に意識啓発していくことが大切である。

だれもが性別にとらわれることなく、あらゆる分野でその個性と能力を發揮できるように、性別による固定的な役割分担意識をなくすための働きかけを行なうとともに、学校、家庭、地域、職場などで、生涯を通じた人権を尊重する教育や学習を根気よく行なっていかなければならない。

< 施策の方向 >

ア 学校教育における男女共同参画の推進

学校教育においては、男女共同参画の視点に立った男女平等教育を推進し、将来を担う子どもたちの意識づくりを進めることは、男女共同参画社会を実現するうえで、非常に重要である。児童・生徒が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、その個性と能力を伸ばすことができるように、男女共同参画についての認識を深める教育を推進する必要がある。

また、男女共同参画の視点に立った男女平等教育を進めるためには、教職員自身が男女平等についての意識を高め、男女共同参画について理解することが大切である。そして、だれもがライフスタイルに応じ、一

人ひとりの目的にあった学習を受けられるようにするなど、多様なニーズに対応した学習の機会を持つことが必要である。

【具体的な提案】

- ・日々の授業や学校行事、部活動などすべての教育活動を通じ、個性と能力を尊重し、男女共同参画の視点に立った男女平等の考え方を身につけることのできる児童・生徒を育成する。
- ・進路指導において、一人ひとりの生徒が女子向き、男子向きといった先入観にとらわれることなく、主体的に進路を選択できるよう、望ましい勤労観・職業観を育成し、適切な指導を行なう。
- ・教職員の意識を高め、男女共同参画への理解を促進するため、研修や情報提供を行う。
- ・女性教員の管理職への登用を推進するとともに、教職員の職務分担に性差を設けないようにする。
- ・学校での教育の中で、知らず知らずのうちに性別による固定的な役割分担意識を助長していないか、点検するしくみをつくる。
- ・地域活動やボランティア活動などを通じて、男女共同参画の視点に立った男女平等の学習の機会を充実させる。
- ・保護者に対して、男女共同参画意識を高めるための情報提供と働きかけを行なう。

< 施策の方向 >

イ 家庭・地域での男女共同参画の推進

家庭内で「男は仕事、女は家事、育児」や「男の子なんだから・・・」「女の子なんだから・・・」という態度で子どもたちに接したり、社会慣行により男性が優位に行われていることが多くあると、日々の生活の中で性別による固定的な役割分担意識を知らず知らずのうちに子どもたちに伝えることになってしまい、将来の家庭像や職業観に大きな影響を与えることになる。

P T A や地域での活動では、実際には女性が活躍していても役職に就いて方針や意思決定に参加している女性は多いとはいえ、男性は、長時間労働の影響などにより、地域活動への参加が少ないという状況がある。地域社会が変化し、人びとの心のふれあいや連帯感が低下していることから、男女がともに地域社会に参加し、地域の活性化を図り、生活しやすい豊かな地域社会をつくっていく必要があるが、このとき重要なことは、性別にかかわらず、多様な個性と能力を持つ人材が、さまざまな立場から政策・方針決定過程に参画し、さらに従来女性が少なかった

分野にも新たな活躍の場を広げ、多様な価値観・発想を取り入れることができるようにすることである。

【具体的な提案】

- ・家庭内において、大人はもちろん子どもたちに対しても、男女共同参画意識が身につくよう、学習の機会や情報提供を行い、継続的な意識啓発を行う。
- ・PTAやさまざまな地域活動において、男性が代表を務め女性は補佐役をるといような性別による固定的な役割分担をなくすための学習の機会や情報提供を行う。
- ・従来女性が少なかった分野に活躍の場を広げたり、地域活動への参加が少なかった男性が抵抗なく地域活動に参加できるようにするため意識啓発を図る。
- ・事業者に対しても、従業員がPTAや地域活動に参加できるように、働き方の見直しや職場環境の整備など、積極的に取組むようワーク・ライフ・バランスなどについての啓発を行う。

4 計画推進体制の整備

(1) 区民参加による推進体制の整備

区民参加による男女共同参画の推進

2008年度(平成20年度)から実施する男女共同参画推進計画を策定するにあたり、男女共同参画推進会議で計画に盛り込む内容について審議した。

また、男女共同参画社会の実現に向けた動向は社会情勢とともに変化するため、計画策定後も専門的意見や区民の声を積極的に取り入れる必要があり、区の推進体制を整備しなければならない。

< 施策の方向 >

ア 男女共同参画推進会議の運営

男女共同参画社会を実現するためには、少子・高齢化、核家族、単身世帯の増加、価値観や生き方の多様化といった社会の変化に対応し、多角的な視野に立った計画の策定と進捗状況の点検が必要であり、取組みが進んでいない施策については、何が原因なのか検証し改善していかなければならない。

そのためには、庁内の推進体制のみでなく、男女共同参画推進会議において、計画の見直しや進捗状況の点検などについて、定期的に意見を求めていくことが望ましい。

【具体的な提案】

- ・男女共同参画推進会議において、男女共同参画推進施策に関する基本的な事項について審議する。
- ・計画の進捗状況を継続的に点検し、施策についての提案を行なう。

< 施策の方向 >

イ 区民との意見交換

区が行なう施策は、男女共同参画を推進する施策に限らず、すべて計画の実行段階において、区の情報を公開し、区民の意見を積極的に求めていくことが何よりも大切である。

【具体的な提案】

- ・男女共同参画推進施策について、必要に応じて区民との意見交換等を行なう。

(2) 庁内での計画推進体制の強化

庁内の推進体制の強化

男女共同参画に関する施策は多岐にわたっている。区では、庁内の連絡調整機関として新宿区男女共同参画行政推進連絡会議を設置し、さまざまな施策を全庁あげて計画的に推進しているが、今後、男女共同参画を推進するため、さらに連絡調整機能を活発なものにすることが求められる。

「新宿区男女平等推進計画」は男女共同参画社会基本法の施行により、区も男女共同参画計画策定に努力することが掲げられたことから、平成13年3月に策定され、男女共同参画を推進するための取組みを行ってきた。今後は、新たに策定する「新宿区男女共同参画推進計画」に基づき進められることになる。

施策の推進にあたっては、しくみづくりだけでは不十分であり、それを実施する職員一人ひとりが男女共同参画に対する意識を持つことが重要であることから、毎年職員研修や意識調査等を行っている。このように、職員の意識改革を促進し男女共同参画の視点で施策を実施するためにも、継続した取組みが必要である。意識改革が進むことにより、男性職員の育児休業取得など、区役所が男女共同参画推進職場としてモデル的な役割を果たすことにつながっていく。

また、区立男女共同参画推進センターでは、男女共同参画を推進するための講座や啓発誌の発行を行ってきたが、今後も、区民や事業者、地域団体が

男女共同参画を推進する取組みを行うための拠点の施設とし、講座や啓発誌の発行など積極的に事業を展開し、一層の充実を図る必要がある。

< 施策の方向 >

ア 男女共同参画行政推進連絡会議の充実

男女共同参画行政推進連絡会議は、男女共同参画に関する総合的な施策の推進と連絡調整を図るための庁内の組織であり、審議会等の女性委員の比率をあげることや、職場における男女共同参画などについて話し合いが進められてきた。今後も、男女共同参画推進施策やその時々の方策を課題として取り上げ、一体となって施策を総合的に推進しなければならない。

また、必要に応じて小委員会を組織し、職員の意識改革のための具体的な検討を行うことが大切である。

【具体的な提案】

- ・男女共同参画行政推進連絡会議を定期的開催し、計画の進捗状況を確認し、新たな課題についての的確に対応していく。
- ・男女共同参画行政推進連絡会議に小委員会を設置し、職員の意識調査をはじめ、職員の意識改革促進のための問題提起や提案を行なう。

< 施策の方向 >

イ 男女共同参画に関する職員研修の充実

男女共同参画を推進するためには、職員自らが男女共同参画についての意識改革を行い理解を深め、男女共同参画の視点に立って施策を推進していかなければならない。そのためには、全職員を対象にした男女共同参画に関する研修を実施するなど、研修を充実する必要がある。また、意識改革や理解を深めることは、人権侵害や性別による固定的な役割分担の問題の気づきにもつながり、ワーク・ライフ・バランスの推進や家族としての責任を果たすことにもつながる。

【具体的な提案】

- ・すべての職員を対象とした男女共同参画に関する職員研修を継続的に実施する。

< 施策の方向 >

ウ 男女共同参画推進センターの機能の充実

区立男女共同参画推進センターは、男女共同参画を推進するため、情報

の収集や提供、講座、シンポジウム、啓発誌の発行など、さまざまな取り組みを行ってきた。また、図書館との連携により、専門資料の提供も充実させることができるようになった。今後も、男女共同参画推進の拠点施設として、引き続きこれらの事業を充実させ、情報の収集・発信をする必要がある。また、時代の趨勢に合う実践的な事業も取り入れていく。

【具体的な提案】

- ・国、他自治体等、幅広い社会の動向、区民ニーズを考慮した情報収集とわかりやすい情報提供を進め、よりタイムリーな内容の講座や啓発誌を発行するなど充実を図る。
- ・男女共同参画推進センターのPRを積極的に行い、施設や相談業務などの利用を促進する。
- ・ホームページの整備による区民への情報提供を進める。

(3) 国・都への働きかけ

国・都への要望と連携の強化

男女雇用機会均等や年金制度、税制の問題、女性の緊急一時保護施設の設置、配偶者暴力や性風俗産業の問題など、男女共同参画社会を実現するためには、区だけでは対応が困難な問題が多くある。法制度にかかわるものや対象、範囲の広いものなど、国や都で決定される施策については、国や都に要望していく必要がある。

また、男女共同参画を推進するうえで関連する法制度の周知等について、国や都と連携し区民や事業者に働きかけることも必要である。

【具体的な提案】

- ・男女共同参画施策全般にわたって細かく検討し、国や都で施策を進めることが適切であるものについて、他区との連携も視野に入れながら、国・都に対し要望していく。
- ・国や都と連携したセミナーの開催など、事業においても連携を強化する。